

[事案 28-302] リビング・ニーズ特約保険金支払請求

・平成 29 年 8 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

募集人がリビング・ニーズ特約保険金の請求手続を放置した結果、受取保険金額が減少したことを理由に、遡減前後の保険金の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 7 月に配偶者が契約した遡減定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、遡減前後の保険金の差額または慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人にリビング・ニーズ特約保険金の請求書を提出したが、募集人が手続を放置した。
- (2) そのうち被保険者が死亡したので、リビング・ニーズ特約保険金ではなく死亡保険金が支払われることとなったが、遡減定期保険特約の遡減期を経過したため、受取保険金額が減少した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、請求書の不備の解消のために申立人を訪問した際に、リビング・ニーズ特約保険金を請求すると以後の入院等に対する給付金が支払われなくなることを説明したところ、申立人が請求を保留した。
- (2) リビング・ニーズ手続を行っていた場合も、支払われる保険金額は、請求時から 6 か月後（遡減後）の保険金額となるため、リビング・ニーズ手続の有無により、申立人の主張するような受取保険金額の減少は生じていない。
- (3) 仮に、リビング・ニーズ手続が申立人の意思に反して行なわれなかったとしても、その場合の方が、申立人または被保険者が享受する経済的利益が大きいと見なされるため、申立人に損害は発生していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、リビング・ニーズ請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人がリビング・ニーズ請求手続を放置し、申立人側の受取保険金額が減少したとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人から、リビング・ニーズ特約について質問があった際に、保険金額から 6 か月分の保険料が差し引かれることは説明したものの、遡減定期保険部分の保険金額が 6 か月後の金額となることを知らなかったため、そのことを説明していない。
- (2) 募集人には、保険商品につき正しい知識をもち、正しい説明をすることが期待される一方、この際に正しい説明がなされなかったことが事態を混乱させた。